

高島市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和元年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年12月17日

高島市監査委員 井口 與嗣隆
高島市監査委員 青 谷 章

1. 監査の期間

令和元年7月30日から令和元年12月11日まで

2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和元年9月30日	市民生活部	保険年金課、市民協働課、市民課、人権施策課	市役所本館1階 会議室2
		マキノ支所、今津支所、朽木支所、安曇川支所、高島支所、新旭振興室	
令和元年10月1日	商工観光部	観光振興課、商工振興課	
	環境部	環境政策課、環境センター建設準備室、斎場、MICSセンター、環境センター	
	会計課		
令和元年10月28日	総務部	納税課	
		行財政改革推進局 行財政改革課、財政課、財産管理課	
令和元年10月29日	総務部	税務課、契約検査課、人事課、総務課	
	選挙管理委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局		
	議会事務局		
令和元年10月30日	政策部	企画広報課、総合戦略課、情報管理課、秘書課	
		危機管理局 防災課、原子力防災対策室	
令和元年11月21日	教育委員会事務局 教育総務部	市民スポーツ課、文化財課、資料館、中江藤樹記念館、教育総務課、図書館	市役所新館2階 会議室4
令和元年11月26日	小中学校	本庄小学校、安曇川中学校	本庄小学校会議室、 安曇川中学校会議室
令和元年11月28日	教育委員会事務局 教育総務部	社会教育課、各公民館、高島市民会館(文化ホール)	市役所新館2階 会議室4
	教育委員会事務局 教育指導部	学事施設課、学校教育課、教育相談・課題対応室、教育研究所、学校給食課、各学校給食センター	

3. 監査の範囲

前回資料作成年月日から令和元年度の監査実施日までにおける財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理ならびにこれらに関連する事務の執行について監査を実施した。

4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 随意契約、変更契約の理由について
- (2) 消費税および地方消費税の税率改正に伴う契約事務について
- (3) 保守契約状況について

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

書類監査実施機関名	
小中学校	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、今津東小学校、今津北小学校、朽木東小学校、朽木西小学校、安曇小学校、青柳小学校、高島小学校、新旭南小学校、新旭北小学校、マキノ中学校、今津中学校、朽木中学校、高島中学校、湖西中学校

5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 請負工事契約状況調
- 4-2 委託業務契約状況調
- 4-3 物品購入等契約状況調
- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金交付状況調
- 6 負担金交付状況調
- 7 過年度収入の処理状況調
- 8 公共施設の管理状況調
- 9 各種団体等事務取扱調
- 10 保管金等調
- 11 公金現金等取扱状況調
- 12 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
- 13 懸案その他特に苦慮する業務の概要

〈学校給食センターには次の資料を追加〉

○配送先および調理食数

〈小中学校には次の資料を追加〉

○学年別学級数・児童生徒数

○施設の概要

○寄付採納状況調

○事故一覧表

6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

【共通事項】

〈契約事務を行う関係機関〉

○工事請負契約等の変更契約について

平成29年度の定期監査において、変更契約の理由について事前調査の徹底を図るように意見したが、今回の定期監査においても当初設計に含めることが可能であると思われる内容が今だに見受けられた。

工事請負契約等の変更契約は、事前計画、事前調査時には予測できない事情が契約締結後に発生、判明した場合など、妥当な理由がある場合に行い得るものと考えられることから、事前調査の確認を強化されたい。また、やむを得ず変更契約を行う場合には、市民に理解が得られるような変更契約理由を記述するよう努められたい。

〈団体等へ補助金支出のある関係機関〉

○補助対象経費におけるポイント取得について

昨年度の定期監査において、補助対象経費における個人のポイント取得について、団体等へ周知、指導および実績報告書類の厳正な内容確認の徹底について意見したが、今年度も団体等への周知、指導および実績報告書類の厳正な内容確認がなされていない担当機関が見受けられた。

このことから、個人のポイントカード利用により取得したポイントやクレジットカード利用金額に応じて取得したポイントは、経済的付加価値が個人に転化されることになり不適正であると考えため、マニュアルや事務手引きに明記するなど、団体等へ周知、指導の徹底とともに、担当機関による実績報告書

類の厳正な内容確認を強化されたい。

【個別事項】

〈市民協働課、新旭振興室、各支所共通〉

○みんなで創るまちづくり交付金の算出基準について

まちづくり交付金の算出基準の世帯割と広報誌配布割については、毎年1月に各区、自治会に対して加入世帯数等の報告時に、その根拠となる名簿の提出を求めている。これらの名簿について確認したところ、加入世帯の名簿のみ提出がされ、広報誌配布先が明確となっていない区や自治会が見受けられたことから、各区、自治会に対して適正な名簿の提出を求め、その確認を確実にし、適正な交付事務となるよう改善を図られたい。

〈高島支所、市民課、商工振興課〉

○公金外現金の取扱いについて

各団体等の経理帳簿等を確認したところ、「高島市における公金外現金の取扱要領について（通達）」に規定されている通帳使用簿による出納保管責任者の決裁がないまま通帳を使用している事例が見受けられた。

当該現金の不適切な使途はないものの、市が団体の経理を担当業務として行う以上、公金同様の取扱いが求められるため、公金外現金の取扱要領に基づき、適正な事務処理に努められたい。

〈商工振興課〉

○OBC高島後援会運営費等補助金について

OBC高島後援会運営費等補助金交付要綱では、OBC高島後援会（以下、後援会という）が行うOBC高島に対する支援および会員募集等に要する経費に対して、活動支援を用途目的としたふるさと納税の範囲内で補助するとしている。

後援会から提出された実績報告書の添付書類を確認したところ、収支決算書の添付はあるものの、後援会がOBC高島に支払った領収書の写しの添付がなかった。

これは、補助事業者が後援会であるため、実績報告書には後援会がOBC高島に支払った領収書の添付が必要であることから、添付書類の内容を明確にするとともに、適正な補助金交付事務となるよう改善を図られたい。

〈環境政策課〉

○高島市未来へ誇れる環境づくり事業費補助金交付要綱（エコライフ地域住民活動推進事業）について

エコライフ地域住民活動推進事業の補助対象経費について、交付要綱では、エコライフにつながる活動に要する経費と規定されているが、補助対象経費の

範囲が明示されておらず、また、補助率についても、別に定める算定基準によると規定されているが、別に定められていなかった。

こうしたことから、過去の定期監査においても、団体の運営補助に対する補助対象経費や補助率について明確に定めるよう、各課共通事項として指摘をしているので、早急に要綱改正を行い、適正な補助金交付事務となるよう改善を図られたい。

〈環境センター、斎場、財産管理課、高島市民会館〉

○エレベーター等保守点検業務委託について

昨年度の定期監査において、エレベーター保守点検業務委託の適正な設計および支出処理となるように意見したが、今年度も適正な設計および支出処理の改善がなされていない担当機関が見受けられた。

これは、毎月の支出額に年1回の法定点検の費用を12か月に按分した額が含まれることになり、法定点検の費用の前払いとなる額が含まれる支出月があるため、地方自治法第232条の4第2項の契約履行を確認した後に支払う「完了払」が原則であることを踏まえ、適正な設計および支出処理となるよう改められたい。

〈財政課、契約検査課〉

○年度末発注工事等の適正な発注事務について

年度末での災害復旧工事関係等の発注において、極端に短い工期での工事発注がなされている事例が見受けられた。公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第6項では「適正な工期等を設定すること。」また、同条第7項には「工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。」とされていることから、適正な工期の確保が難しい年度末等での発注が想定される工事等については、繰越明許費等の必要な予算措置により、適正な工期設定による工事発注となるよう努められたい。

〈人事課〉

○執務時間中の喫煙について

改正健康増進法の施行により7月1日以降より、一定の法的条件を満たしている喫煙施設として「喫煙専用室」や「特定屋外喫煙場所」が本庁や支所で設けられ、喫煙は一定認められている。そのため、喫煙者の多くが執務時間内に利用しているが、度重なる喫煙で執務室を離れることは、職場環境を乱す恐れがあるため、人事管理上の観点から、現状の把握に努め、職場の喫煙のあり方について検討されたい。

〈総務課〉

○規則や要綱等の例規審査手続きの適正化について

各部局から起案される規則や要綱等の一部改正に伴う審査において、改正の手続きが一部遅れているものが見受けられた。長が制定する規則等は公布されることにより、その効力を生じるものであることから、規則等の改正の手続きは、適正に行われる必要がある。

このことから、改正の手続きが遅れた要因を分析し、法令遵守の意識の徹底と必要な事務手続きの改善に取り組み、適正な例規審査事務に努められたい。

〈市民スポーツ課〉

○各団体の補助金実績報告書等の審査について

市スポーツ少年団の各支部から提出された平成30年度実績報告書の添付書類を確認したところ、収支決算書の添付はあるものの、一部の支部において競技団体に支払った領収書の添付がなかった。また、くつきトレイルランレース実行委員会の実績報告書においても、収支決算書の添付はあるものの、実行委員会が支払った領収書の添付がなかった。

このことから、各団体が支払った領収書の確認を所管課が行わずに額の確定がなされており、所管課による確認が不十分であることから、適正な補助金交付事務に向けて、証拠書類の確認体制を強化されたい。

〈社会教育課〉

○高島市生涯学習関係補助金（市文化協会が行う活動）交付事務について

市文化協会の実績報告書を確認したところ、補助金交付申請時に補助対象外とされていた備品購入費が、実績報告の補助対象経費の中に含まれていた。

結果としては、補助金交付額には影響はないものの、交付決定後に事業内容や補助対象額を変更する場合には、変更承認を得る手続きが必要であることから、適正な補助金交付事務に向けて、提出書類の確認体制を強化されたい。

〈学校教育課、学事施設課、各小学校、各中学校〉

○理科薬品等の適切な管理について

理科薬品等の管理と取扱いに関する手引き（滋賀県教育委員会編集）には、薬品の点検は年2回以上行い、点検時における薬品の保管量等を薬品管理簿に記入することや、購入後はラベルに購入年月日を記入することが定められている。また、平成26年9月8日付の市教育委員会事務局学校教育課長名により各小中学校長に通知された「理科薬品等の適切な管理について」においても、保管状況を明確にし、使用日時、使用量、残量等を記帳し、整備することとされている。

今回、実地監査を行った学校においては、これらのことが適切ではなかったもので、手引き等に基づく適正な管理に努められたい。

また、学校教育課および学事施設課においては、各小中学校の現状の把握に努めるとともに、適切な管理がなされるよう指導を徹底されたい。

○文書取扱規程に基づく適正な決裁について

文書の決裁方法については、高島市立小中学校文書取扱規程第10条に基づき文書の起案は回議書により行い、定期的な報告または軽易な文書は、回議書を用いず文書余白を利用して行うことができると規定がされている。

今回、実地監査を行った中学校では、図書の廃棄について決裁書類を確認したところ、簡易な付箋による回覧を決裁書類としていたことから、文書取扱規定に基づく適正な決裁となるよう改められたい。

また、学校教育課および学事施設課においては、各小中学校の現状の把握に努めるとともに、文書取扱規程に基づいた事務が行われるよう指導を徹底されたい。

以上